

中央広域環境センターでのごみ処理に伴う説明会資料

令和6年5月18日・19日

1. 新ごみ処理施設建設に関する経過

平成30年8月	阿波市・板野町・上板町で構成する「新ごみ処理施設整備検討会」を発足
令和元年12月	ごみ処理方式を「燃料化方式」に決定
令和2年11月～ 令和3年1月	建設候補地の公募
令和3年3月	最有力候補地として「阿波市阿波町東長峰」に決定
令和3年4月～	候補地周辺の自治会に対し説明会開催・先進地視察
令和4年2月	事業方式を「公設民営（DBO）」に決定
令和4年10月	総合評価一般競争入札により、新ごみ処理施設整備・運営事業の入札を公告
令和4年11月	入札参加受付期限までに、参加を申し出た事業者が無かった
令和5年1月～	事業計画の検証を行ったうえで、今後の事業方針の検討
令和5年10月	事業方式を「公設民営」から「公設公営」に変更することを決定
令和6年3月	2、3日、中央広域環境センター周辺住民説明会 21～31日、新ごみ処理施設周辺7自治会説明会 【新ごみ処理施設周辺7自治会より建設に関する同意が全て得られた】

2. 新ごみ処理施設及び中央広域環境センターの稼働予定スケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
新ごみ処理施設				
造成工事等				
業者選定・設計・ 工事・試運転				
中央広域環境センター				
ごみ処理	焼却処理	施設外搬出		
周辺対策事業の実施				

令和7年8月

3. 中央広域環境センターに関する協定書の要旨

中央広域環境センター稼働前に協定を締結

- ・ 施設の稼働期間は20年間。
- ・ 20年後には吉野町・土成町以外の町村へ施設を建設する。
- ・ 稼働期間終了の5年前より計画・協議を開始する。
- ・ 施設の運営にあたり公害関連諸法令に定める排出基準を遵守し、周辺地域の生活環境や農作物に影響を及ぼさないようにする。

4. 中央広域環境センターの今後の運営方針

(1) ごみの処理方法について

令和7年8月以降は、ごみ焼却処理は行いません。

既存施設を積替保管施設として利用し、施設を改造のうえ、ごみを施設外へ搬出して処理する予定で進めており、発注に向けて準備を進めています。

(2) ごみの搬入量（令和5年度実績）

・ 現 状 年間：27,872.28t（搬入台数16,674台）
1日当たり54台程度



<令和7年8月以降は吉野川市のごみが搬入されなくなります。>

・ 令和7年8月以降 年間：15,987.40t（搬入台数 9,293台）
1日当たり30台程度

(3) 臭気対策について

積替保管施設となっても、積み替え場所などで、臭気対策を行ってまいります。

また、中央広域環境センターの使用を延長する期間についても、臭気などの環境調査を実施し、公害防止審査委員会や周辺環境調査結果説明会を、これまでと同様に開催します。

5. 周辺対策事業について

(1) 中央広域環境施設組合周辺地域活性化交付金【組合が要綱に基づき実施】

- ① 実施期間 中央広域環境センターの使用延長期間終了まで
- ② 交付対象 中央広域環境センターから半径1.5キロメートル以内で要綱の別表に掲げる自治会
- ③ 交付金額 1自治会あたり4万円+500円×世帯数（毎年4月1日現在）

(2) 周辺対策事業【阿波市が実施】

- ① 実施事業 道路改良、集会所整備、公園整備など
- ② 実施範囲 阿波市が周辺対策事業を実施している範囲